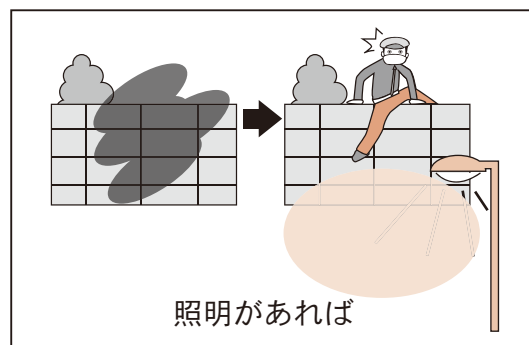
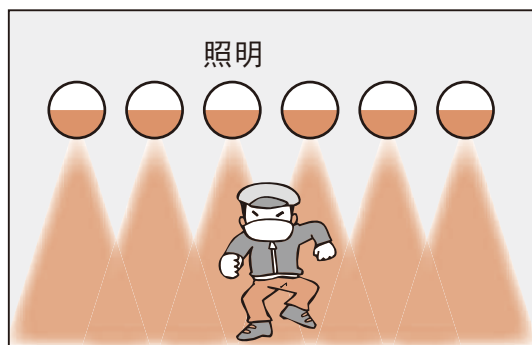
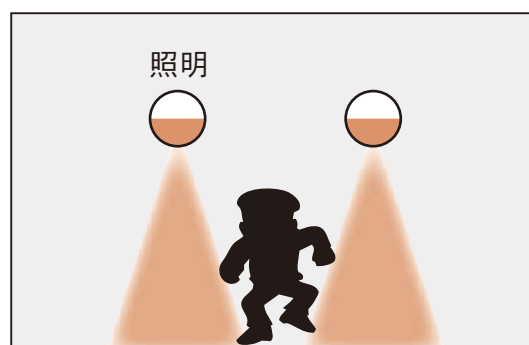


3 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 道路

イ 必要な照度の確保

- 夜間に人の行動を視認できるように、地域性を考慮し必要に応じて、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度を確保する。
- 照明が樹木に覆われたり汚損することにより、予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検する。
- 道路が暗い場合で防犯灯、街路灯等の新增設が難しいときには、沿道住民の理解と協力を得て、門灯等を活用する。
- 道路上で発生するひったくり等の犯罪は、夜間に多く発生していることから、必要な照度を確保することが重要である。



明るさの連続は犯罪を起こそうとする人の接近を遠ざける。

□ 見通しの確保と死角の排除

- 道路の植栽については、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定に当たる。例えば、視線の高さよりも上に樹冠のある高木又は視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置等を考慮する。
- 植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検し、必要に応じてせん定する。
- 住宅、学校等の囲障は、さく等見通しのよいものにする。
- 狭い道路に面した家屋は、建替え等の際に壁面を後退させると道路空間の見通しがよくなり、交通安全、防災にとっても有効である。また、角地の隅切りも効果がある。
- 地下道等で犯罪発生の危険が大きい場合は、防犯カメラその他の防犯設備を設置する。
- 私有地や公園の植栽又は道路等の植木・雑草等の枝葉が伸び放題となることにより、道路の見通しを妨げる場合には、見通しを確保するためせん定・伐採する。

ハ 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止

- 特にひったくりの被害が多い道路については、犯罪を起こそうとしている者がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止するのが犯罪抑制に効果的である。
- ガードレール、歩道さく、植栽、縁石等により歩道と車道を分離し、ひったくり犯等の接近の防止を図ることが効果的である。



ガードレールで歩道と車道を分離

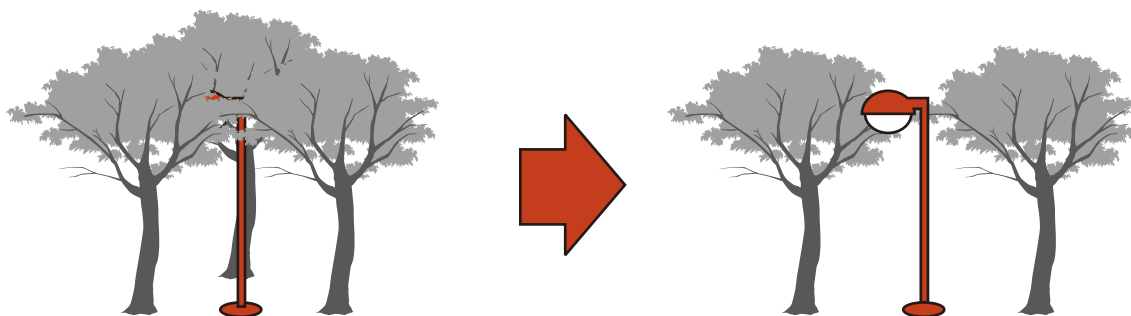


植栽で歩道と車道を分離

(2) 公園

イ 必要な照度の確保

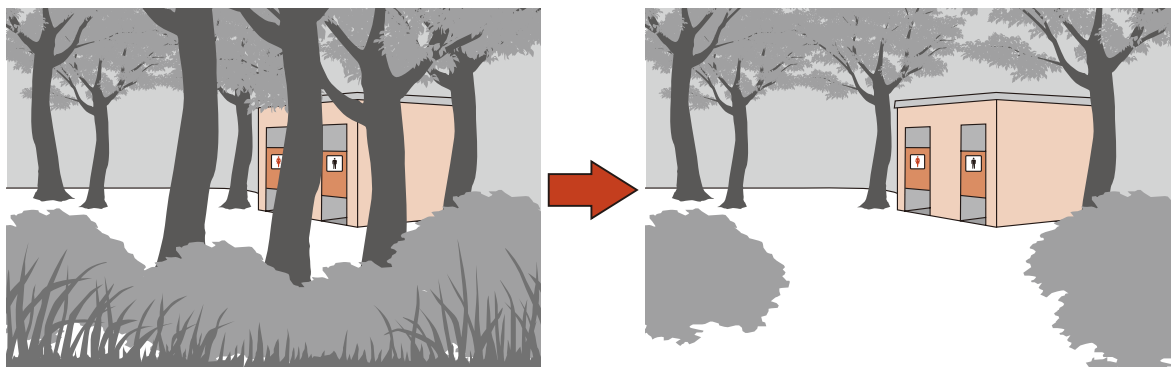
- 夜間に人の行動を視認できるように、地域性を考慮し必要に応じて、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度を確保する。
- 照明が樹木に覆われたり汚損することにより、予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検する。



樹木に覆われた照明

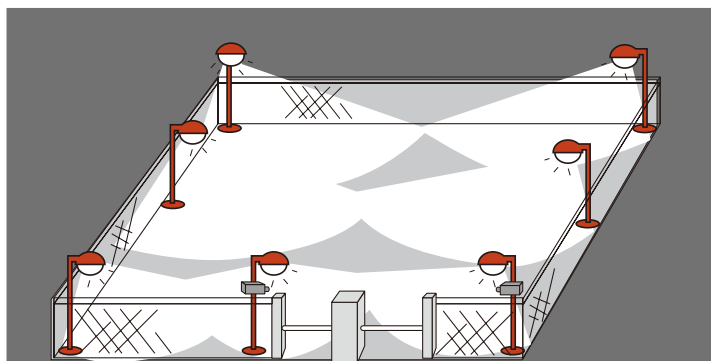
ロ 見通しの確保と死角の排除

- 公園の周囲にある植栽については、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定に当たる。
- 例えば、視線の高さよりも上に樹冠のある高木又は視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置等を考慮する。
- 植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検し、必要に応じてせん定する。
- 公園の内部でも、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。
- 公衆便所は危険の大きい場所になりがちなので、周辺の道路、住宅等からの見通しを確保する。
- 公衆便所については、建物の入口付近及び内部で人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保するとともに、複数の出入口設置にも配慮する。

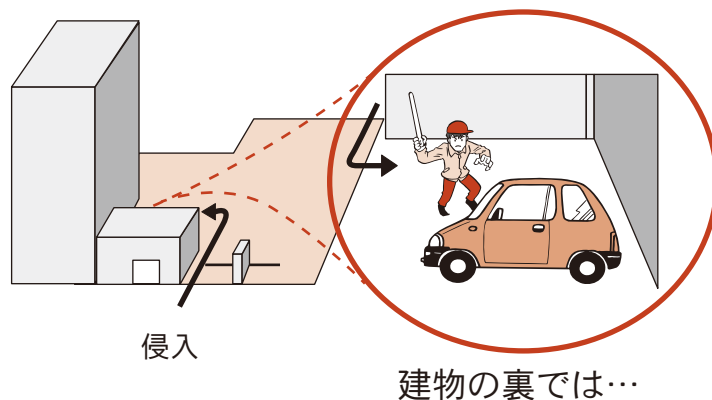


(3) 自動車及び自転車駐車場**イ 必要な照度の確保**

- 夜間に人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ必要な照度を確保する。
- 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検する。

**ロ 見通しの確保と死角の排除**

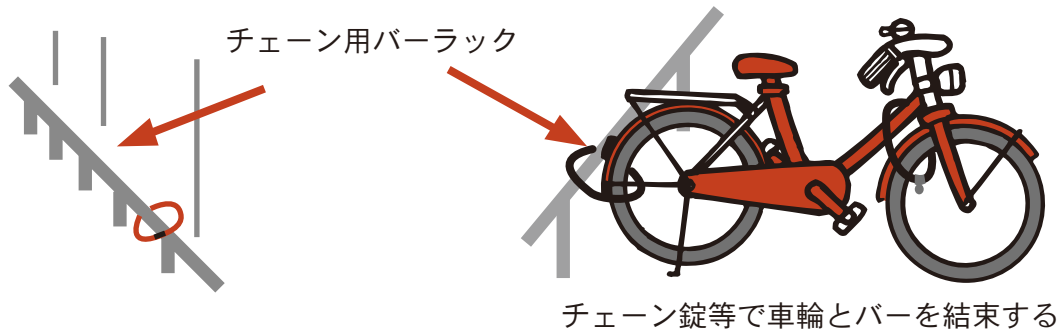
- 駐車場・駐輪場の外周のフェンス、さく等はできる限り見通しのよいものとして周囲からの見通しを確保する。
- 管理者が常駐し、若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置する。

**ハ 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止**

駐車場・駐輪場については、外周さく等により周囲と区分し、出入口に自動ゲート管理システムを設置するか、管理人を配置する。ただし、そのさく等が隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう注意する。

ニ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置

- チェーン用バーラック、サイクルラック等を設置し、自転車又はオートバイ等をチェーン錠等で結束できるよう盗難防止措置を講じる。
- 駐輪場の設置者等は、使用方法の表示等を行い、チェーン用バーラック、サイクルラックの利用を徹底させる。



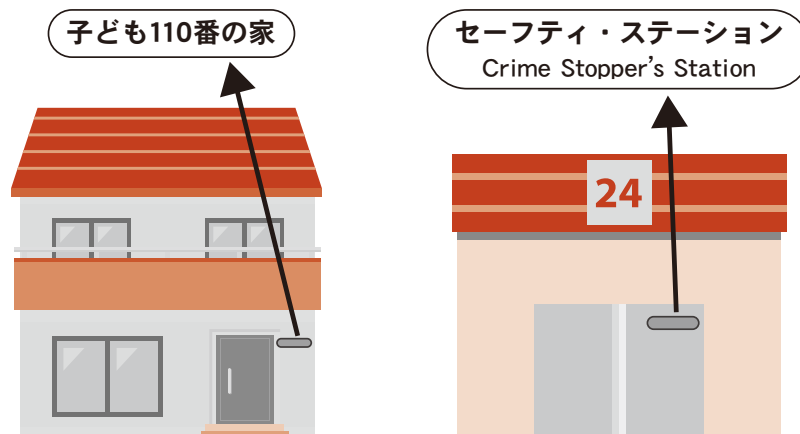
ホ 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・安全体制の整備

- 駐輪場の規模に応じて、管理人を常駐、巡回させ、又は管理者が監視する防犯カメラ等の防犯設備を設置し、場内の状況を把握する。
- 防犯カメラについては、出入りする車両のナンバーや人物の動きがわかるように設置するとともに、「防犯カメラ作動中」などと表示して、防犯カメラを設置していることを示し、犯意の抑制を図る。

(4) その他

イ 避難場所・通報場所の確保

公園周辺には、防犯ボランティアの活動拠点(子ども110番の家、セーフティ・ステーション等)の設置を促進し、非常時の避難場所・通報場所を確保する。

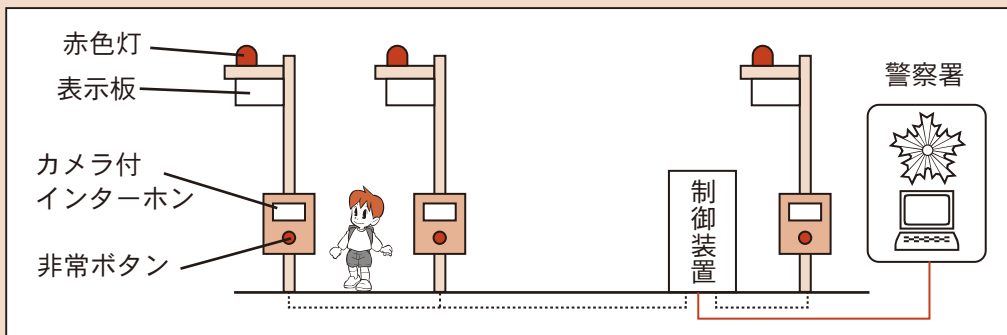
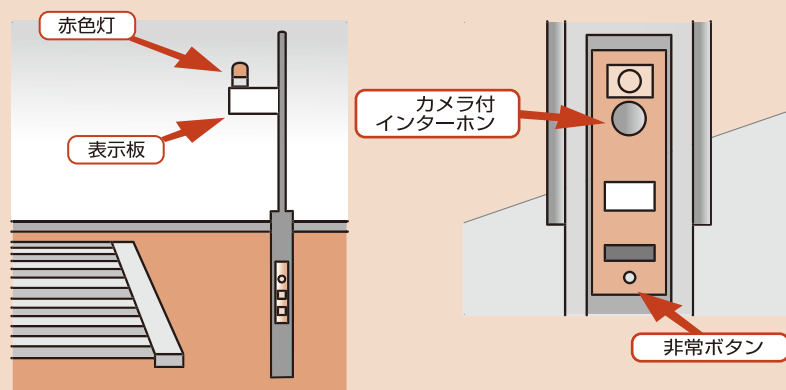


□ 緊急通報装置、防犯警報設備等の設置

- 犯罪の多い地区の公共施設等では、緊急通報装置、防犯警報設備等の設置を推進する。
- 特に、公衆便所の各個室等犯罪発生危険が大きい場所には、防犯警報設備を設置する。

参考【子ども緊急通報装置】

点灯し、サイレンが鳴る装置。参考：〔子ども緊急通報装置〕ボタンを押すと、警察官が直接通報者の顔を見ながら通話でき、同時に現場では赤色灯が点灯し、サイレンが鳴る装置。

**【参考資料】**

- 1 防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項（平成15年7月防犯まちづくり関係省庁協議会）
- 2 道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯指針（平成15年12月広島県）
- 3 道路、公園、駐車・駐輪場等の整備・管理に係る留意事項（平成26年8月警察庁）